「やまなしユニバーサルツーリズム推進施設認定制度」ロゴマーク使用規約

山梨県観光文化・スポーツ部　観光地経営支援グループ

1　目的

「やまなしユニバーサルツーリズム推進施設認定制度」ロゴマーク使用規約（以下「規約」という。）は、「やまなしユニバーサルツーリズム推進施設認定制度実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）による認定を受けた施設（以下「認定施設」という。）等が、「やまなしユニバーサルツーリズム推進施設認定制度」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用するに当たり、必要な事項を定め、ロゴマークの適正な使用を確保することを目的とする。

2　ロゴマーク及び権利の帰属

（1）ロゴマークのデザインは、別紙に掲げるものとする。

（2）ロゴマークに関する一切の権利は、山梨県に属する。

3　ロゴマークの使用

（1）ロゴマークを使用できる者は、原則として、認定施設とする。ただし、国又は地方公共団体が本制度の普及啓発を目的として使用する場合や、報道機関等が報道又は広報を目的として使用する場合など、山梨県観光文化・スポーツ部観光地経営支援グループの許諾がある場合にはこの限りではない（以下、認定施設も含めて「使用者」という。）。

（2）使用者は、この規約を遵守することを条件として、ロゴマークを使用することができる。

4　使用料

ロゴマークの使用料は、無料とする。

5　使用目的及び使用方法

認定施設は、ロゴマークを、県の認定施設であること及びユニバーサルツーリズムに関する取組を周知する目的で、掲示、印刷物への記載、電子媒体への掲載その他の方法で使用することができる。

6 使用上の遵守事項

使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）県が提供するロゴマークを改変して使用しないこと。

（2）県又は本制度の信用若しくは品位を損なう使用をしないこと。

（３）法令又は公序良俗に反する使用をしないこと。
（４）認定施設以外の施設が認定施設であると誤認される使用をしないこと。
（５）ロゴマークを第三者に使用させないこと。
（６）その他、県が不適切と認める使用をしないこと。

７　使用の期間

認定施設によるロゴマークの使用期限は、実施要綱第７条に定める認定の有効期間とする。

８　使用の中止

（１）認定施設は、認定が取り消された場合には、ロゴマークの使用を中止するものとする。
（２）県は、不適当と認める場合には、いかなる場合にあってもロゴマークの使用を差し止めることができ、これに起因する損失について一切の責任を負わない。

９　使用状況の報告及び違反対応

（１）県は、必要があると認める場合は、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又はロゴマークを使用した成果物若しくはその写真等の提出を求めることができる。
（２）県は、使用者がこの規約に違反していると認める場合は、使用者に対し、次に掲げる措置を求めることができる。
ア．使用方法の修正
イ．ロゴマークの使用中止
ウ．ロゴマークを使用した成果物の修正、削除又は回収
エ．その他、県が必要と認める措置
（３）使用者が県の求めに応じない場合又は悪質な使用が認められる場合は、県は、実施要綱の規定に基づく認定の取消しその他必要な措置を講ずることができる。

１０　使用者の責任

ロゴマークの使用により、使用者と第三者との間に紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任と費用においてこれを解決するものとする。

１１　その他

この規約に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合は、県が決定するものとする。

附　則

この規約は、令和８年１１月５日から施行する。

別紙

「やまなしユニバーサルツーリズム推進施設認定制度」ロゴマーク



※ロゴマークを使用する場合は、県が提供するデータを使用すること。